**誓　　約　　書**

　私共役員は、不動産の鑑定評価に関する法律 第２５条

第１号の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、

第２号の「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者」に該当しないこと、

第３号の「第１６条第５号又は第６号に該当する者」に該当しないこと、

第４号の「第３０条第６号又は第４１条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から３年を経過しない者」に該当しないこと、

第５号の「第４１条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第２９条第１項第１号に該当し、第３０条第１号又は第２号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと

を誓約します。

令和　　年　　月　　日

　埼玉県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　名称・商号

申請者氏名

　（代表者職氏名）